

各都道府県教育長 様

千葉県教育委員会教育長

( 公 印 省 略 )

千葉県高等学校等新入生臨時給付金事業の実施及び周知について (依頼)

日頃から、本県の教育行政の推進について、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、本年度、高等学校等の1年生として入学した高校生等の物価高騰の影響により増大する入学時等の教育費負担を軽減し、新入生の修学を支援することを目的とした給付金事業を実施いたします。

つきましては、貴管下高等学校等 (中等教育学校 (後期) を除く) に対し、別添チラシを送付していただく等、周知に御協力くださいますようお願いいたします。

記

1 事業名 千葉県高等学校等新入生臨時給付金事業

2 給付対象 次のすべてに該当する世帯の保護者等

- (1) 高校生等が、令和5年度に1年生として高等学校等に入学した者であること。
- (2) 保護者等が、千葉県内に住所を有する者であること。
- (3) 高校生等が、高等学校等に在籍していること。

3 対象校 (1) 高等学校  
(2) 特別支援学校の高等部  
(3) 高等専門学校  
(4) 専修学校及び各種学校

これらのうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものに限り、学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六条) 第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであって、高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものを含む。

4 給付額 高校生等1名につき、1万円 (給付については1回限り)

5 受付開始 令和5年8月10日 (木曜日)

6 補 足 本事業については、キャリアリンク (株) に以下の業務を委託しています。

〔 チラシ・HP 作成、コールセンター運営、システム整備、  
申請受付、申請内容確認 (修正等含む) 等 〕

問合せ先

千葉県教育庁財務課 育英班

T E L : 043-223-4027